

令和4年12月12日

第10回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和4年度第10回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月12日（月） 午後1時30分～午後2時3分

2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員（10名）

会長	1番 山野信也		
会長職務代理者	7番 鬼塚忠正		
委員	2番 永田麻衣	3番 坂口政文	4番 徳山道也
	5番 清田伸一	8番 清田 勇	9番 前川政樹
	10番 小山省三	11番 松本正利	

推進委員 田上政廣 山野博満

4. 欠席委員（1人） 6番 上田佳子

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川康幸

局長補佐 奥村佳織

7. 会議の概要

事務局	ただ今から、令和4年度玉東町農業委員会第10回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。
山野会長	挨拶
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は<u>全員出席のため</u>（10名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立していますことを報告いたします。</p> <p>また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなつておりますので、これから議事進行は、山野会長にお願いします。</p>
議長（山野）	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は2番永田委員、3番坂口委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の奥村局長補佐を指名します。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>= 1 頁、議案第1号について議案書をもとに朗読 =</p> <p>それでは、詳細について説明いたします。</p> <p>借受人は、現在41歳で家族と一緒にみかん栽培を中心とした農業経営をされています。平成24年に経営移譲年金受給のために10年間の設定をされておりましたが、期間満了で改めて15年の再設定をされるものです。申請地につきましては、4ページをご覧ください。</p> <p>なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。</p> <p>可否について審議をお願いします。</p>

議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求める。松本委員。
11番（松本）	改植もされていて、特に問題ありません。
議長（山野）	はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。皆様からの質疑はありませんか。
4番（徳山）	写真の下の方が少し荒れているようにみえますが
事務局	北側は少しずつ荒れていますが、他はきれいに改植されています。
議長（山野）	他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1号について、承認される方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長（山野）	賛成多数。よって議案第1号は、承認されました。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について2件上がっております。1番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請について=2頁、議案第2号、1番について議案書をもとに朗読=それでは詳細について説明いたします。
	譲受人は、現在、植木町のアパートに妻と子ども3人で暮らしており、現在の住まいでは手狭となつたため、両親の住む玉東町に住居を建設するため土地を探しており、今回、父が所有する農地を譲受けて申請されるものです。
	申請地は、5ページをご覧ください。 農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断しますが、不許可の例外で、集落に接続して設置されるものであり、この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。

事務局	可否について審議をお願いします。
議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 清田勇委員。
8番（清田）	何ら問題ありません。
議長（山野）	はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（山野）	別に問題はありません。
議長（山野）	ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。
3番（坂口）	写真では何か建っているように見えますが。
事務局	現在は、何もなく畠になっています。
議長（山野）	他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第2号1番について、承認される方は挙手をお願いします。
(全員挙手)	
議長（山野）	賛成多数。よって議案第2号の1番は、承認されました。 続きまして、2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	=2頁、議案第2号、2番について議案書をもとに朗読= それでは詳細について説明いたします。
	譲受人は、現在、父所有の賃貸住宅に妻と子ども2人で暮らしており、現在の住まいでは手狭となったため、父が所有する農地を譲受けて申請されるものです。
	譲渡人は、平成4年6月に農地転用の許可を受けられて、造成までは済まされていましたが、その後、個人住宅の建設までは履行されていな

事務局	かつたため、申請地は無断転用の状態となっていました。そのため、今回、顛末書を付け農地転用の申請をされるものです。 申請地は、6ページをご覧ください。 農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断しますが、不許可の例外で、集落に接続して設置されるものであり、この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。 可否について審議をお願いします。
議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 坂口委員
3番（坂口）	特に問題ないと思います
議長（山野）	はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（田上）	何も問題はありませんでした。
議長（山野）	ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか
議長（山野）	ここは、何年前に転用されていましたか。
事務局	30年前です。
議長（山野）	他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第2号2番について、承認される方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長（山野）	賛成多数。よって議案第2号の2番は、承認されました。 続きまして、日程第4、議案第3号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>7 ページです。 (朗読)</p> <p>8 ページです。議案第3号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和4年11月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。</p>
事務局	<p>9 ページをご覧ください。 (総括表の説明)</p> <p>10 ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃借権が4件、期間満了による再設定の利用権設定の賃借権が3件です。面積は、田が11筆で12,896m²、畑が1筆で2,000m²です。</p> <p>なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。</p> <p>以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。</p> <p>農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。</p> <p>対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。</p> <p>以上です。</p>
議長（山野）	<p>説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。</p>
	<p>ありません</p>
議長（山野）	<p>無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については、(案)のとおり決定いたします。</p>
議長（山野）	<p>その他ですが、事務局から何がありますか。</p>
事務局	<p>○農作業料金・農業労賃に関する調査について</p>

議長（山野）

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時3分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年12月12日

玉東町農業委員会会長

印

2番委員

印

3番委員

印